

(案)

平成26年 月 日

山梨県知事 横内 正明 殿

地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会
委員長 今井 信吾

意 見 書

地方独立行政法人山梨県立病院機構に係る中期計画について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第26条第3項の規定に基づく地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

法第26条第1項の規定に基づく中期計画については、別添のとおり認可することが適当である。